

## すな通

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2023.5 月 No.217

takekazu. hashiguchi@iaa. itkeeper. ne. jp)

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな **☎**0985−29−5377 FAX 0985-29-5378

## 事務組合きずなの皆様へ

労働保険料の年度更新を行っています。

年度更新では、1年間の賃金総額に基づいて納付する保険料を算定いたします。 全従業員(パート・アルバイト含む)の令和4年4月分~令和5年3月分給与額が必要です。ま だ頂けていない事業所様は至急、FAX 又はメールにて送信お願い致します。

労働保険料の納入通知書を郵送いたします。

労働保険料の計算が完了した事業所様から順次、納入通知書をお送りいたします。

第1回目(1期分)の納入期限は 6月30日 となっておりますので、ご協力宜しくお願い致し ます。

\*労働保険個別加入の事業所様の年度更新資料(申告書)一式は5月の下旬に発送されるようです。 届きましたら、賃金台帳等必要な書類を準備頂き、担当迄ご連絡お願い致します。

## 社会保険加入の事業所の皆様へ





- 昇給・降給また夏期賞与が支給された場合はご連絡下さい。 社会保険の加入の方は全員、給与額に応じて等級が決まっております。 等級により、社会保険料・将来の年金等に影響がありますので、昇給または降給がある場合・ 夏期賞与がある場合は必ずご連絡ください。
- 社会保険料の算定期間中です。

社会保険料の等級が適正であるか、年に1度社会保険料の算定が行われます。

これは、4・5・6月に支払われた給与を元に、一年間の社会保険料の等級を決定するもので、6月 支払いの給与が確定されましたら、給与資料の提出を宜しくお願いいたします。残業手当や休日出勤手 当の金額も含めた**総支給額**が必要です。また、出勤日数が必要な方(日給・時給計算の方)は出勤日数 が確認出来る書類も宜しくお願い致します。

新型コロナ感染症の位置づけが令和5年5月8日より 【2類感染症】から、季節性インフ ルエンザ等と同じ 【5類感染症】の扱いとすることとなりました。

5 類となった場合は、インフルエンザに感染した場合と同じ扱いになります。

会社ごとに考え方は異なりますので、予め従業員が感染した場合の出勤停止期間を決め、就業規 則等に定めておくことをお勧めします。